

## 会議記録（要旨）

会議名称	第2回富田林市児童福祉審議会
開催日時	平成31年3月12日（月）19:00～21:00
開催場所	市役所3階 庁議室
出席委員	恒川委員、野村委員、大仲委員、藤原委員、白田委員
欠席委員	なし
事務局出席者	子育て福祉部：寺元付部長 子育て福祉部こども未来室：辻野課長、佐藤副主任
傍聴者数	0名
公開の可否	部分公開
議題	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 開会</li><li>2. 会議の成立について</li><li>3. 会議の公開の可否について</li><li>4. 議事・・・保育所の認可について</li><li>5. 部長あいさつ</li><li>6. 閉会</li></ol>

1. 開会

2. 会議の成立について

— 委員5名中5名が出席しているため、会議が成立していることを確認 —

3. 会議の公開の可否について

— 個人情報に触れる機会のある資料1の議論中は非公開とし、その他は公開することに決定 —  
— 傍聴希望者0名 —

4. 議事・・・保育所の認可について

○委員長

資料1の認可基準適合確認書について、説明をお願いします。

●事務局

平成31年3月5日に設立された社会福祉法人大地福祉会から認可申請のあった宙保育園の平成31年3月11日時点の状況について説明させていただく。

— 資料1の概要1記載のとおり読み上げ —

続いて、2最低基準について説明させていただく。

「乳児室又はほふく室に必要な用具」と「保育室又は遊戯室に必要な用具」の項目については、建物の引き渡し日である3月20日以降に順次納品されるとのことで△としている。

「保育士」の項目については、保育士の確保はできているが、保育士全員の保育士証をまだ確認できていないため△としている。

「嘱託医」の項目については、現在調整中の段階であるため△としている。

以上の4項目以外は認可基準を満たしていることを報告する。

○委員長

資料1の右端に認可申請時点の判定が表示されているので、正しく判定されているのか別添資料と照らし合わせながら順次確認していきたいと思う。

○各委員

— 確認作業 —

●事務局

乳児室、ほふく室の面積について、補足させていただく。

乳児室は、自力で移動できるようになるまでの乳児1名あたり1.65㎡必要だが、ほふく室は、ハイハイなど自力で移動ができる幼児1名あたり3.3㎡必要である。

どちらかの基準を満たせばいいとあるが、乳児室とほふく室の面積の合計(92.81㎡)は、0~1歳の定員合計24名に3.3㎡を乗じた面積(79.2㎡)を超えているので基準を満たしている。

○委員長

屋外遊戯場について、代替地の使用する際の面積基準を教えてください。  
また、代替地の面積もどこか示した方がいいと思う。

●事務局

代替地を使用する際も、屋外遊戯場の面積は、敷地内の屋外遊戯場と同じ面積基準である。代替地の高辺台2号緑地は、面積基準を満たしている。面積も記載させていただく。

また、参考資料として、高辺台2号緑地と運動会を予定している津々山台公園の写真をご提示させていただいた。

○委員長

駐車場20台分とあるが、図面上では10台分が確認できる。

●事務局

残りの10台分は高辺台2号緑地沿いの民間駐車場を借用する。

○委員長

退避上有効なバルコニーの面積について、保育室等の面積の1/8とあるが、どういうことか説明をお願いします。

●事務局

バルコニーがある階の保育室と遊戯室の面積の合計の1/8以上あれば、退避上有効なバルコニーとして認められることになっている。

○委員長

テラスやデッキと表示されている部分も含まれるのか。

●事務局

テラスやデッキと表示されている部分も退避上有効なバルコニーの面積に含まれる。

○委員長

目視では1/8以上あるように見受けられるが、面積が表示されていないので、バルコニーにも面積基準があるのなら図面に表示していただきたいと思う。

●事務局

バルコニーの面積も表示していただく。

○委員長

設備面について、ご意見はあるか。

○大仲委員

2歳から4歳の部屋は、弾力化ができるほど面積が広くないので弾力化は難しいと思う。  
玄関に靴箱がないようだが、どこにあるのか。

●事務局

まだはっきり決まっていないが、1階は保育室の入口まで、2階は階段踊り場までが土足であると聞いている。

○委員

たいへんなことになると思う。調理室もあるので衛生面を考えると心配である。

○委員長

職員配置についての議論に入りたいと思う。

●事務局

基準上必要な職員数は11人である。常勤保育士の人数及び非常勤保育士を常勤換算した人数を足すと基準を満たすことになる。

なお、宙保育園は主任保育士を配置するため、主任保育士は配置基準に含まれない。  
保育士証の確認ができていない職員がいるため、適合判定が△となっている。

○委員

職員の休暇等を考慮すると、この人数で運営していくのはたいへんだと思う。

●事務局

定員102人に対し開園初月の入所人数は66人のため、ある程度はこの人数で運営できると考える。開設後も保育士の増員を考えていると聞いている。

- 委員長  
嘱託医について、冒頭では調整中との説明があったがどのような状況か。
- 事務局  
先生は決まっているが、契約の中身を詰めている途中であり、来週中に締結すると聞いている。
- 委員長  
調理員について、栄養士も調理に加わるのか。
- 事務局  
事業者を確認させていただく。
- 委員長  
看護師にチェックマークがあるが職員名簿で確認できない。
- 事務局  
事業者募集の際の応募条件では、看護師または保健師の常駐が必須であったため、事業者を確認させていただく。  
「その他（参考）」の適合判定を△に訂正させていただく。
- 委員長  
食事の提供方法については、図面上の調理室と職員名簿に調理員が記載されてるので、自園調理であることが確認できる。  
本日、確認できなかった「乳児室又はほふく室に必要な用具」、「保育室又は遊戯室に必要な用具」、「保育士証」、「嘱託医」、と募集の際の条件であった「看護師」については、今後、認可基準を満たしていることの確認を前提とし、それ以外の項目は認可基準を満たしていると判定してよろしいか。
- 各委員  
異議なし。
- 委員長  
宙保育園は、先ほど述べた項目以外の項目について、認可基準を満たしていると判定する。  
続いて、資料2の説明をお願いします。
- 事務局  
－ 資料2「第1回富田林市児童福祉審議会の意見への対応」に記載のとおり読み上げ －
- 委員長  
園庭の東側フェンスの高さが1.2mというのは低くて心配である。道路面からの高さは3m程度あり、落ちてしまうと致命傷を負い兼ねないので乗り越えられないように注意が必要である。
- 委員  
忍び返しを後付けしたり、アクリル板等で足を掛けられないように対策できるので、検討いただきたい。
- 委員長  
どのようなフェンスなのか。
- 事務局  
－ フェンスの写真を提示 －
- 委員  
国産材で出来た木製ジャングルジムは、屋内で使うのか。屋外で使うのか。

- 事務局  
屋内で使用すると聞いている。
- 委員長  
エレベーターについて、子どもが勝手に作動させたりできないような対策を施しているか。
- 事務局  
エレベーターの操作スイッチは、配膳室側にあり、子どもの動線上からは操作できないように設計されている。また、配膳室と廊下間の引き戸は、給食等を運ぶとき以外は常時施錠されている。
- 委員  
シャワー室はどこにあるのか。
- 事務局  
2階の3歳児お昼寝コーナーの北側にある。
- 委員長  
5歳児室と遊戯室間に仕切りはあるのか。
- 事務局  
5歳児室と遊戯室は常に開放されている状態である。  
5歳児室及び遊戯室と廊下間の仕切りは取り外すことができ、広く使うことができる。また、外した仕切りはテーブルとして使用することができる。
- 委員  
2階フロアから階段へ落ちてしまわないか心配である。
- 事務局  
階段にも引き戸がある。  
— 階段引き戸の写真を提示 —
- 委員長  
屋外階段は、日常的に使用できる前提で設計しているのか。
- 事務局  
常用階段として使用すると聞いているが、現実的には、避難用になると考える。
- 委員  
いろいろな保育園で実践経験を積んだ保育士が集まっておられるので、園長は1年目はたいへんだと思う。市の保育の指導の方の助言もお願いしたいと思う。
- 事務局  
定期的に訪問やヒアリングをしたいと思う。
- 委員  
入園説明会の日程は決まっているのか。
- 事務局  
入園説明会は3月24日（日）に開催すると聞いている。また、3月21日（木）に地域の方向けに内覧会を開催するとのこと。
- 委員  
設計業者と施工業者は同じか。

●事務局

設計は住友林業（株）、工事は（株）昭和工務店である。

○委員長

津々山台公園で運動会を開催することのだが、使用については、市が管理しているのか。

●事務局

津々山台公園は、市が管理している公園であるので、使用の際は市に申請していただく。

○委員

2階テラスの避難はしごの収納ボックスに足を掛けて乗り越えてしまわないか心配である。  
また、運動会時は、津々山台公園周辺に路上駐車しないよう注意してもらいたい。

●事務局

注意するよう申し伝えさせていただく。

○委員長

他に意見がなければ資料2の議論を終結する。

これらを踏まえると、すべての項目が認可基準を満たしていることを確認できなかったのも、未確認の5つの項目である「乳児室又はほふく室に必要な用具」、「保育室又は遊戯室に必要な用具」、「保育士証」、「嘱託医」、「看護師」の基準を満たすことを前提として認可して支障ないものと考えることが妥当と思うがいかがか。

○各委員

異議なし。

○委員長

それでは、現状、基準を満たしていない5つの項目の基準を満たすことを前提として認可して支障ない旨を本審議会の答申とする。

答申書に附帯意見を添えることができるので、本審議会に出た意見（安全面、衛生面、市との連携、地域への理解等）をとりまとめて事務局に答申書（案）を作成していただきたいと思う。

●事務局

承知した。後日、答申書（案）を送付させていただくので最終確認をお願いする。

答申書の提出方法については、再度審議会を開催し、市長が拝受するのが通例であるが、日程の都合上、委員長にご一任いただいて、拝受させていただきたい考えであるのでご審議いただきたい。

○委員長

事務局から答申書の最終確認と提出方法について説明があったがいかがか。

○各委員

異議なし。

○委員長

それでは、答申書の最終確認と提出方法については、未確認事項を確認できた上で、事務局から説明があったとおりとする。

本日の案件は以上であるが、何かご意見はあるか。

私からの意見だが、事業者選考委員会で定めた募集条件等の情報を本審議会にも引き継がれる必要があるのでは、今後は会議資料や進行に工夫を施してもらいたいと思う。

●事務局

承知した。

○委員長

他に何かご意見はあるか。なければ本日の会議はこれで修了する。

5. 部長あいさつ

6. 閉会